

ケーススタディ (翻訳)

ジャネットは、1981年2月3日にヒューストン（テキサス、アメリカ）で生まれた。2004年に卒業してから、ジャネットは世界旅行に出かけた。2005年8月にアムステルダムに到着した後、彼女はバスと出会った。バスは、1979年7月、アムステルダム（オランダ）生まれだった。彼らは愛し合い、出会ってからまもなくして、一緒に生活をはじめた。ジャネットはアムステルダムの本屋で仕事を得た。彼女は、家族を訪問する以外ではアメリカには戻らなかった。2008年10月20日、彼らはアムステルダムで結婚した。

彼らには子が2人いる。いずれもオランダ国籍である。

- ・トム 2010年8月17日 アムステルダム生まれ
- ・エイミー 2012年12月4日 アムステルダム生まれ

バスは、“Zuid-as”というアムステルダムの金融地区で働いていた。ジャネットはしばらくして、2005年から働いている本屋のマネージャーになった。2013年8月、バスの雇用主は、東京にある銀行のオフィスの代表になるようにバスに求めた。家族はそこで東京に移住した。子どもたちは、横浜インターナショナルスクール(YIS)に通学した。その学校では、部分的にオランダのカリキュラムに従って授業をしていた。

しばらくの間、家族はそこで幸せに暮らしていた。しかし、日本語は非常に難しく、東京の大きな人ごみや永遠に続くと思われる交通渋滞に慣れることもできず、日本料理を好きになることもできず、ジャネットは非常に落ち込むようになった。バスはこれらについて何も理解しなかった。彼らにはよい家があり、子らとジャネットは豊かに暮らしていた。ジャネットはなんでも好きなものを買って、食べることができた。彼らは年に3回、ジャネットが選んだ場所に休暇旅行に出かけた。しばらくして、ジャネットはベッドで寝込むようになり、子どもの面倒はベビーシッターがみることになった。

2016年12月、婚姻生活は破綻し、ジャネットとバスは別居した。ジャネットは東京家庭裁判所に離婚訴訟を提起した。ジャネットは離婚とともに、子らの単独監護権（親権）、養育費として子1人あたり、131,000円（1000ユーロ、1,240アメリカドル）を主張した。

バスは、離婚と養育費については同意できると述べた。しかし、単独監護権（親権）については同意できないと述べた。彼は、ジャネットがヒューストンに子らを連れて行くのではないかと恐れた。子らは家族の訪問以外ではヒューストンに行ったことはなかった。子らは当初、アムステルダムで生活し、ここ数年東京で生活していた。彼らはヒューストンになんの関係もなかった。加え

て、彼は、ジャネットが東京にいる限り、子らの主な居所は母親のところによいと考える一方で、両親が共同して親責任と監護権（親権）を持つのが子の最善の利益にかなうと考えていた。彼は、子らと50パーセントの時間、会いたいと考えていた。具体的には、偶数の週の月曜日から水曜日までと、奇数の週の木曜日から日曜日までである。彼は現在子の面倒をみているベビーシッターの雇用を継続するつもりであった。ジャネットは鬱のためベッドで寝込んでいた。彼が調査中の別の選択肢は、雇用主にアムステルダムへの勤務先の移動を申請し、2人ともアムステルダムに住むというものである。そうすることによって、子らは同じ頻度で親の家を行き来できるようになる。

#### Makiko への質問

- 1 このケースで日本の裁判所は離婚について管轄を有するのか。国際的な離婚と子についての手続きにおいて、管轄の要件はなにか。
- 2 日本の裁判所で離婚の手続きはどのようにして進行するのか。
- 3 離婚と子について、ドミサイルと常居所地の概念はあてはまるのか

2018年1月、離婚と子の養育費月額1人あたり131,000円については同意していたが、監護権（親権）については両親は同意していなかったため、東京家庭裁判所が判断することになり、裁判所はジャネットを監護者（親権者）として指定した。また、バスからの申立てにより、面会交流についての取り決めもなされた。したがって、トムとエイミーがバスといわれることになった。

週1 木曜日から日曜日の間まで東京

週2 月曜日から水曜日の間まで東京

バスはベビーシッターを雇用し続けることを約束し、結婚中と同様、子らはバスと過ごすことになった。

#### Susan とSandraへの質問

- 1 あなたの国の管轄のもとでは、この日本の裁判所の判決を承認するか。  
日本の裁判所の判決を承認するための要件はなにか。
- 2 離婚、監護権（親権）、養育費のそれぞれの場合により、違いはあるか。
- 3 あなたの国の管轄のもとでは、判決の承認について別の基準があるのであれば、違いについて説明してほしい。

しばらくして、バスの雇用主は2018年の終わりにアムステルダムに戻り、Zuid-asの銀行のオフィスで再び働くように求めた。そこで、バスはリロケーションについてジャネットと話し合った。ジャネットは東京が好きではなかったため、ジャネットがアムステルダムにトムとエイミーと戻ることを気にしないと思っていた。間違っていた！ジャネットは同意しなかった。彼女は親戚を恋しがり、まだテキサスに子らと移住したいと思っていた。彼女は子らには幸せな母親が必要であり、彼女はテキサスでのみ幸せであると述べた。バスは同

意しなかった。そして、バスは、子らはテキサスに住んだことがなく、アムステルダムで家族で幸せに暮らし、彼女も少なくとも8年間は住み、幸せに暮らしていたと主張し続けた。彼らは問題を解決できなかったため、バスは日本の裁判所に監護（親権）者の変更を求め、トムとエイミーの単独監護権（親権）を自分に付与するように求めた。彼が申立てをした翌日、ジャネットはトムとエイミーを連れてテキサスに「休暇旅行」に行き、戻って来なかった。

バスは怒り、裏切られたと感じた。彼は日本の弁護士に助言を求め、トムとエイミーを取り戻すための即時の法的手段を求めた。

#### Makiko への質問

1 裁判所は、ジャネットに単独の監護権（親権）を付与したが、面会交流についても命じている。面会交流の決定によると、子らは半分の時間、バスと過ごすことになっている。1980年ハーグ条約によると、締約国の1つの法律のもとでの監護権と面会交流権はほかの締約国においても効力をもって尊重されることになっている。この状況でバスにどのような助言をするか

#### Susanへの質問

2 ジャネットがあなたのところに相談に来たと仮定する。日本の監護権（親権）と面会交流についての判断についてどのような助言をするか。あなたは、元の決定の承認と執行を求めるか。

3 ジャネットが子らを連れて日本を去る前に、バスが東京の裁判所で監護（親権）者の変更を申立てた場合には、異なるか。

4 バスが相談に来たと仮定する。日本の監護権（親権）と面会交流についての判断についてどのような助言をするか。日本の面会交流の決定に対する違反は日本への返還を求める理由になるか。あなたは、元の決定の承認と執行を求めるか。

5 ジャネットが子らを連れて日本を去る前に、バスが東京の裁判所で監護（親権）者の変更を申立てたことで違いは生じるか。

6 ジャネットが親の面会交流の権利を侵害しているので、バスは養育費の支払いを中止できるか。

最後に、東京の裁判所がバスの監護者（親権）者変更の申立てを認め、バスに単独監護権（親権）を付与し、主な住居をバスのもとに認めた。養育費はゼロになった。というのも子らの住居はバスのもとになったからである。ジャネットは婚姻中、主な養育者であり、離婚にともない子に対する監護（親権）を付与されていたが、裁判所はヒューストンへの移住について十分考えていなかったと考えた。彼女の親戚はそこに住んではいたが、彼女は2004年の卒業以来、アメリカで働いたことはなかった。したがって、関連した勤務経験はなかった。子らは横浜インターナショナルスクール(YIS)に通学しており、部分的にオランダのカリキュラムで勉強していた。子らはアメリカの学校制度に慣れてお

らず、慣れた環境から突然離され、アメリカへの移住により子らの生活は非常に影響を受けた。これは、子らの利益、福祉に反していた。加えて、ジャネットはバスの監護（親権）者変更の申し立てによる日本の裁判所の判断を待つべきであり、この判断まで、日本の管轄を離れるという彼女の決定を一時やめるべきであった。

#### SusanとMakikoへの質問

- 4 日本の裁判所は、バスの申し立てについて管轄権を有するか。ジャネットとトムとエイミーは決定当時、ヒューストンにいたとする。
- 5 監護権と養育費について、この決定の承認と執行をテキサスにおいて求めるか。バスの代理人だと仮定する。
- 6 ジャネットの代理人だとして、執行についてあなたの助言はどのようなものか。